

平成25年1月17日

一般社団法人愛知県建設業協会 会員各位

愛知県警察本部生活安全部長

緊急通報連絡 No.1 トラック盗難に対する未然防止対策の強化

平成24年中の愛知県内における自動車盗は3,186件と、前年対比-1,840件（-36.6%）となっておりますが、依然としてランドクルーザー、クラウン、プリウス等の同一車種の盗難被害が多発している状況にあります。

特に本年に入ってから被害が急増している自動車は、物流や工事現場等で使用されるトラック（日野、三菱、スズキ、いすゞ、マツダ等の各メーカーでユニック付きを含む）であり、これら車両の多くが、夜間に無人となった運送・建設関係会社の駐車場や鉄工所その他の会社・事務所の敷地内駐車場から被害に遭っているもので、中には、事務所内に侵入され適合キーを探し出し車両を窃取されたり、バンパー内側等にキーを隠し置いておき被害に遭うケースも発生しております。

各警察署では、これら企業等に対する立寄警戒等を強化しておりますが、貴協会（協議会）におかれましても、傘下会員に対して、被害の実態及び防犯上の指導事項を伝達していただくとともに、各会員においても個々の会社・事務所等へ確実に周知を図っていただき、実施可能な防犯対策による被害の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

記

防犯上の指導事項

1 出入口に対する強化

業務終了時の会社、事務所、工事現場等の出入口には、強固で複数のカギを取り付けた門扉を設けるなど、容易に侵入できないようにする。

2 自動車の鍵の確実な保管

作業終了時には、自動車のキーを施錠のできる強固な金庫、ロッカー等に確実に保管する。

3 防犯カメラ、照明等の設置促進

会社、事務所、工事現場等には、不正侵入を感知する機械警備契約、防犯カメラ・照明の設置等を促進し、不審者侵入を防止する措置を執る。

4 近所住民との良好な関係の醸成

平素から、会社、事務所、工事現場等の付近住民と良好な関係を築いておき、夜間に不審者（車）を認めた場合、不審者侵入に対する警報機が作動するなどした場合には、警察への通報を要請しておく。